

## アサリ資源の復活をめざして ～自分たちの漁場は自分たちで守る～

松阪漁業協同組合 採貝部会  
田中吉兆

### 1. 地域の概要

松阪市は、三重県の中央に位置し、平成17年の合併により人口は16万3千人余りで、面積では県内で2番目に広い市となった。古くは城下町、宿場町として栄え、松阪商人の発祥の地として、また松阪商人が江戸で販売した「松阪木綿」は藍染の色と縞模様は粋な風合いで、今でも人気を博している。現在は、高級牛肉である「松阪肉」の産地として有名である。



図1 松阪牛



図2 松阪木綿

(松阪市観光協会HPより)



図3 松阪市の位置

### 2. 漁業の概要

松阪漁業協同組合は、平成14年に三雲漁協、松ヶ崎漁協、獺師漁協及び松阪第一漁協の4漁協が合併して誕生し、平成27年度末現在で、351名（正123名、准228名）の組合員が所属している。

地先の漁場には、大小10河川が流入、その河口域には干潟や浅海域が広がり、その特長を生かして、採貝漁業、青のり養殖業、黒のり養殖業、小型定置網漁業及び刺し網漁業などが営まれている。



図4 採貝漁業(シャクン)



図5 青のり養殖



図6 刺し網漁業



ある。

アサリ資源は、これまでも年により増減があったが、先述のとおり平成24年には伊勢湾各地でアサリが少ないという中で、松阪地区だけ資源が豊漁であり、漁業者は好漁に湧いた。しかし一方で、多数の遊漁者が訪れることになった。

このため、地元の堤防道路では遊漁者の車両が隙間なく並び、道幅を狭め、地元住民の生活にも支障が出た。また、県外の車も多く、情報源としてインターネットの影響が推測された。

遊漁者の採捕量が極端に多くなり、資源に与える影響を見過ごすことができなくなった。

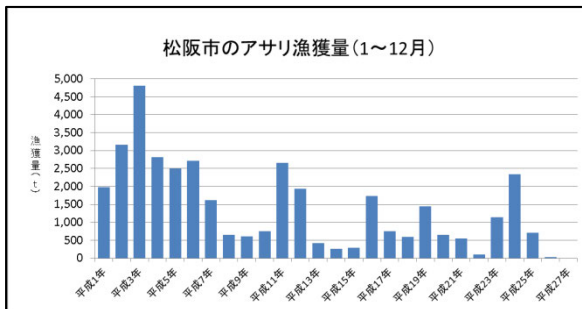


図8 平成元年以降のアサリ水揚げ量  
(出典：三重農林水産統計年報及び漁協調へ)



図9 迷惑駐車を報じる新聞記事  
(夕刊三重 平成24年6月25日)

## 5. 研究・実践活動状況及び成果

### (1) 遊漁者・密漁者対策の決意

平成25年12月、「漁業者が漁獲を制限しているのに、遊漁者が無制限に採っている。」「組合員でない者がアサリを採って販売している。」といった問題から、遊漁者・密漁者対策を行うことを採貝部会で決めた。なお、この対策については、組合員の家族・親戚も例外なく対象とすることを地区集会や漁協総会で確認し、強い態度で取り組むこととなった。そこで、密漁対策や取締を行うにあたり、他地区で事例のある県漁連、県、市、地元警察及び海上保安部の関係機関で構成する「密漁防止対策協議会」を設立しようと、関係機関に呼びかけ、平成26年3月17日に設立準備会を開催した。しかし協議の中で、取締関係者から「遊漁者等に漁業権が周知されていない現状では取締りは難しい。」との意見が出され、協議会の設立は見送られた。

### (2) 周知活動と禁漁区の設定

このため、漁協独自の活動として、遊漁者への漁業権の周知とアサリ保護対策に取り組むこととなり、その活動の中心は採貝部会が担うことになった。

最初の取組として、遊漁者が多くその影響が大きいと考えられた三渡川河口域において、



産卵期を含む3月1日から11月30日まで(後に、12月15日まで延長)を禁漁とする禁漁区を設定し、その期間中は漁業者も操業しないことで、違反が一目で分かるものにした。

平成26年4月から、禁漁区を示す看板等を浜の入り口に設置し、遊漁者に対して周知すると共に、採貝部会のメンバーによる周知活動(パトロール)を行った。さらに大潮の日を中心にパトロールを行い、禁漁区に入ろうとする遊漁者に対して、周知と理解を求めた。

なお、パトロール等でじょれんを使用している悪質な密漁者を見つけた場合には、鳥羽海上保安部に取締りを依頼し、さらに漁業権侵害の法的手続きを行った。

禁漁区の周知を始めた当初、インターネット上では、禁漁区を設定したことへの嫌がらせと思われる書き込みがあり、漁協に問合せの電話などが相次ぎ、対応に追われた。

しかし、新聞でのアサリ資源悪化についての報道もあり、心配していた大きなトラブルも無く、禁漁期間を終えることができた。

禁漁期間の終了後は、漁業者は資源管理から、操業日や時間を制限したが、潮が引かない時期でもあり遊漁者は少ないだろうとの予想から、遊漁者への制限を行わなかった。

しかし実際は、遊漁者の潮干狩りが多数見られたことから、漁業者が操業日・時間を制限しているにもかかわらず、遊漁者が制限なく潮干狩りをしていることが問題となった。

このため、禁漁区内では、平成27年には遊漁者の潮干狩りも漁業者の操業日・時間に合わせてもらうこととなり、看板の修正や操業時間一覧表の追加設置などを行った。なお、現在は、遊漁者の採捕は禁止している。

さらに、秋から冬にかけては深夜に良く潮が引くため、その頃を見計らって密漁者が現れることから、平成27年12月からは、夜間のパトロールを実施している。

## 6. 波及効果

当初は、活動が続くかどうか疑問視する声が漁業者からも聞かれたが、地道な活動が実を結び、現在では禁漁期間内に禁漁区で遊漁者を見かけることは無くなった。

また、これまで漁業者はじょれんを持つ遊漁者を見かけてもそのまま見過ごすことが多かったが、最近では、直接声をかけて注意したり、漁協へ連絡するようになり、漁業者の資源管理に関する意識が向上した。さらに、海上保安部の摘発もあったことから、じょれん



図10 禁漁区の位置

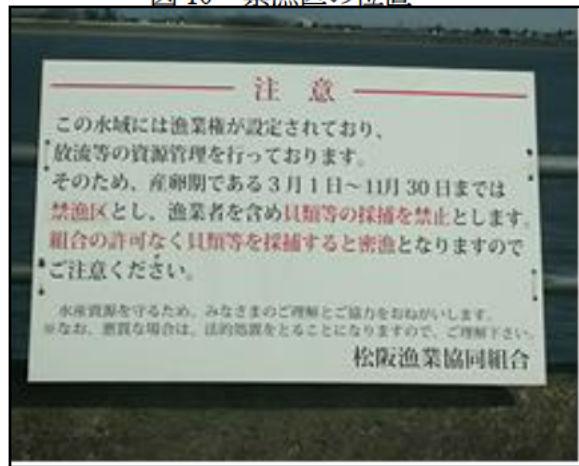


図11 禁漁区を示す看板

を使用する遊漁者を地先で見ることなくなってきた。

## 7. 今後の課題

### (1)回復しないアサリ資源

しかし、漁業者がアサリを漁獲対象から外し、稚貝の移殖放流や海底耕耘等に取り組むものの、資源回復の兆しがなかなか見えてこない。平成27年には、6月に禁漁区に移殖放流した稚貝が順調に成長して資源の増加を期待していたが、同年の冬期に大量へい死してしまった。

このようなアサリ資源の現状を知ってもらうため、平成28年5月の松阪漁業まつりでは、「アサリがピンチとなっております、3cm以下のアサリは海に返して欲しい」旨のチラシを入れたポケットティッシュを来場者に配って理解と協力を求めた。

### (2)管理区域の拡大

禁漁区以外の場所では、遊漁者が制限なく潮干狩りを行っているため、遊漁者を制限する区域を拡大する必要があるとの意見が採貝部会の中で出てきた。

検討を重ねた結果、平成29年3月1日から、遊漁者の採捕を認めない場所（保護区）を設定し、資源管理を的確に行える体制を整えることとなった。

その周知のため、新たに看板を約50枚作成し、浜の入り口を中心に設置するとともに、干潟には現場で保護区が確認できるように支柱を設置した。

さらに、平成28年12月の夜間パトロールから、遊漁者に対する周知活動を始めた。

漁業者にとっては、パトロールの回数や範囲の拡大により、これまで以上に負担が増加することになるが、アサリ資源回復のためにはやむを得ない。

アサリ資源をいち早く回復させることは、漁業者の収入の増加、経営の安定につながる。

また、アサリ資源が安定すれば、潮干狩り場の再開や保護区以外の場所での潮干狩りなどで、一般の人が海を身近に感じてもらう機会も増え、環境や漁業についての理解を深めてもらうことにつながる。

人の生活の影響を強く受ける伊勢湾で、末永く漁業を行うためにも、漁業と地域の住民がうまく利用できる環境、関係を築いていければと考えている。



図12 協力を求めるチラシ



図13 遊漁者禁止区域



図14 周知のための看板